



国 監 告 第 8 号

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した随時監査に係る監査結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年1月25日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 大 和 祥 郎

## 例月出納検査（随時監査）監査結果

### 1. 随時監査

#### (1) 種類

地方自治法第199条第1項及び第5項

#### (2) 概要

実施期間

ア. 事前調査

平成29年1月4日（水）から平成29年1月16日（月）まで

イ. 実施

平成29年1月23日（月）

対象部局

行政管理部建築営繕課

生活環境部環境政策課

#### (3) 対象事項及び範囲

対象事項

ア. 平成28年度国立市一般会計（歳出）

国立第二中学校太陽光発電設備設置工事 前払い金（6月20日支払分）

国立第二中学校太陽光発電設備設置工事 残金（11月22日支払分）

予算科目 04.01.05.15（02）

支出額 23,400,000円 前払い金

35,172,720円 残金

支出合計 58,572,720円

対象範囲

ア. 財務に関する事務の執行等

イ. 一般行政事務の執行及び事務事業の経済性、合理性、正確性等

#### (4) 手続き

実施通知 平成28年12月28日（水）

資料提出期限 平成29年1月13日（金）

事前調査 事務局による調査（前記のとおり）

実施 監査委員による監査（前記のとおり）

ア. 先に提出された資料に基づき、監査対象部局より対象事項の概要説明を受け、その後、質疑及び関係書類の監査を実施した。

#### (5) 監査の着眼点

共通事項

ア. 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ. 予算の執行の手続きは適正か。

ウ．決裁は、定められた手続きを経ているか。

個別事項

ア．工事の施工にあたり、その着手及び完成の時期は計画に適合しているか。

イ．現場の状況に適合した効率的で経済的な設計がなされているか。

ウ．工事に係る監督、検査体制は合理的に確立され、その機能は十分に果たしているか。

エ．工法、資材の選択が適切に行われているか。

オ．現場の安全管理は適切に行われているか。

カ．産業廃棄物処理は適切に行われているか。

キ．補助金の交付申請手続きは適切に行われているか。

ク．調定の手続きは行われているか。

( 6 ) 結 果

概 評

対象事項を監査した結果、良好であった。

個別事項

ア．指摘事項 なし

イ．要望事項 なし

以 上